



平成21年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社アルファシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 池田 直明
(コード番号 4719 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役
経営企画本部本部長 高田 諭志
(TEL 03-3486-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成21年6月26日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一齐移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、付則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求) <u>第9条</u> 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p><u>第10条</u> < 条文省略 ></p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> <u>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) <u>第12条</u> 当社が発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第13条</u> 〃 < 条文省略 > <u>第48条</u></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(単元未満株主の売渡請求) <u>第8条</u> 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p><u>第9条</u> < 現行どおり ></p> <p>(株主名簿管理人) <u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> < 削 除 ></p> <p>(株式取扱規則) <u>第11条</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、<u>法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第12条</u> 〃 < 現行どおり > <u>第47条</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p><u>付 則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第 3 条 本付則は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上